

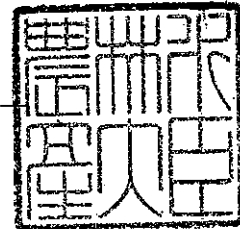


17消安第13900号  
平成18年4月21日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 中川 昭



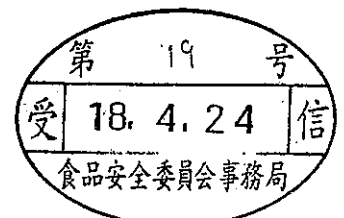
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下旧法という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。

- (1) メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液）
- (2) イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイバランゴールド）
- (3) イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）



2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

(1) エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベツト C）及び豚の注射剤（プロスタベツト S）

(2) イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤（アイボメックトピカル）

(3) ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤（インフェック10%液）及び豚の経口投与剤（インフェック2%散）

(4) プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤（メデランチル）

(5) 塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤（プラニパート）

(6) 鶏マレック病凍結生ワクチン（ポールバック MD cvi）